独立行政法人の財務諸表を主務大臣が承認する際の評価委員会の意見の申出に係る法律上の枠組（通則法第38条関係）

主　務　大　臣	独立行政法人国立公文書館	独立行政法人評価委員会
	提　出	
審　査	財務諸表等の作成 ●当該事業年度終了後３月以内に主務大臣に提出（通則法第38条１項） ○財務諸表（通則法第38条１項） ・貸借対照表 ・損益計算書 ・利益の処分又は損失の処理に関する書類 ・キャッシュ・フロー計算書（令第10条） ・行政サービス実施コスト計算書（同上） ・附属明細書 ○事業報告書（通則法第38条２項） ○決算報告書（通則法第38条２項） ○監事の意見（通則法第38条２項）	
		意　見 ◎主務大臣は、第１項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。 （通則法第38条3項）
承　認 ◎独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後３月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 （通則法第38条１項）	財務諸表の官報公告 （通則法第38条４項） 財務諸表等の事務所での閲覧 （通則法第38条４項） ○財務諸表 ○事業報告書 ○決算報告書 ○監事の意見を記載した書面 ※５年間事務所に備え置き（令第11条）	